

平成23年3月24日
東総広域水道企業団

福島第一原子力発電所の事故に伴う東総広域水道企業団の対応について

東京都の浄水場(利根川水系江戸川)で分析した結果として浄水で放射性ヨウ素210ベクレル/kgとの数値が検出されたため、水道水の飲用を乳児に限って控えるよう発表されました。(※別紙参照)

当企業団は昨日3月23日、浄水の検体について放射線物質の分析を(財)日本分析センターに依頼しましたが、分析結果が判明するまでには数日間要するため、いましばらくお待ち下さい。

企業団の原水は利根川水系黒部川を水源としておりますが、念のため当面は東京都と同じ対応をお願いします。

乳児に限って水道水の飲用を控えるようにお願いします。

なお、この対応は長期間摂取する場合を想定したもので、代替の飲用水がない場合は、飲用しても差し支えありません。

企業団では、現在粉末活性炭を注入して放射性物質の除去に努めていますので、冷静な対応をお願いします。

(厚生労働省の指標値)

放射性ヨウ素 300ベクレル/kg

(ただし乳児は100ベクレル/kg)

放射性セシウム 200ベクレル/kg

各厚生労働大臣認可 (水 道 事 業 者
水道用水供給事業者) 殿

厚生労働省健康局水道課長

乳児による水道水の摂取に係る対応について

平成 23 年 3 月 19 日付け厚生労働省健康局水道課長より、「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」を発出し、水道水が「飲食物摂取制限に関する指標（参考を 1 参照）」（以下「指標」という。）を超過した場合の水道の対応について、当職の見解として、1. 指標を超えるものは飲用を控えること、2. 生活用水としての利用には問題がないこと、3. 代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないことについて、周知指導方のご配慮をお願いしたところである。

一方、食品衛生法に基づく暫定規制値においては、放射性ヨウ素が 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

したがって、水道水の放射性ヨウ素が 100 Bq/kg を超える場合には、当該水を供する水道事業者等は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるよう広報いただきたい。なお、当該数値は、長期にわたり摂取した場合の健康影響を考慮して設定したものであり、代替となる飲用水が確保できない場合には、摂取しても差し支えない。貴職におかれましては、これらの点について留意の上、遺漏なきようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する技術的助言であることを申し添える。

（参考 1）原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値

放射性ヨウ素（飲料水） 300 Bq（ベクレル）/kg

放射性セシウム（飲料水） 200 Bq/kg

（参考 2）食品衛生法に基づく暫定的な指標値（抜粋）

放射性ヨウ素（牛乳・乳製品） 300 Bq（ベクレル）/kg （注）

注）100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

（参考 3）「飲食物摂取制限に関する指標」の考え方

原子力安全委員会により、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基準（放

射線セシウムは実効線量 5 ミリシーベルト/年、放射線ヨウ素は実効線量 50 ミリシーベルト/年)を基に、我が国の食品の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎（飲料水、食品等）に定められている。